

第38号議案

豊川市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
豊川市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように定めるものとする。

平成26年2月19日提出

豊川市長 山 脇 実

豊川市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 市の行政事務に従事した者で、豊川市部設置条例（昭和53年豊川市条例第20号）第1条に掲げる部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、消防組織法の一部改正に伴い、消防長及び消防署長の資格の基準を定める必要があるからである。